荒川下流
自然地管理・運営計画

墨田地区版

墨田地区自然地（平成23年5月）

平成24年4月

墨　　田　　区
国土交通省　荒川下流河川事務所

はじめに

荒川下流部は、「荒川放水路」と呼ばれていることから分かるように、自然にできた河川ではなく、明治 44 年から昭和 5 年にかけて開削された人工の河川である。人命や財産を洪水や高潮から防御する治水機能に加え、大都市における貴重なオープンスペースとして、多くの人々の憩いと安らぎの場となり、動植物の生息・生育の場ともなっている。

特に、開削工事完成から約 80 年を経た現在、水際には感潮河川特有のヨシ原、干潟等が形成され、東京東部・埼玉南部の市街地における最大のオープンスペースとして広域自然ネットワークを支える重要な空間となっている。

荒川下流部では、平成８年に「荒川将来像計画 1996 全体構想書」が策定され、15 箇所の大規模自然地、30 箇所の中規模自然地を位置付け、新たな自然地を整備することにより自然のネットワークを確保する取り組みを進めてきた。極度に都市化した沿川地域の中にあって、自然豊かな貴重な空間となること、加えて沿川の人々が自然と触れ合い、自然を学ぶ場となることを目指してきた。

しかし、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、管理の方向性が示されていなかったことなどの理由から、管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、樹林化、外来種の繁茂、漂着ゴミ、ゴミの不法投棄などの課題が顕在し、本来の目的が達成されていない状況である。

これら課題を解決するため、行政、地域住民、ＮＰＯ等の多様な主体が連携、協働し、自然地を適切に管理・運営していくことが急務となっている。

こうした認識のもと、大規模自然地の一つである千住桜木地区自然地と、中規模自然地の一つである墨田地区自然地とを対象に、自然地の目指すべき方向性と、それを実現すべく管理・運営に関する方針、内容、役割分担等を他の自然地に先駆けて定めた。

本計画は、現時点での自然環境、社会環境等の情報をもとに基本的事項について方向性を示したものであり、今後、見直しを重ねることにより徐々に良いものにしていくとともに、当該地区の環境変化等をふまえたうえで、具

体の行動計画を策定していくものである。さらに、管理・運営の実施主体として、当該地区に関わる多様な主体により構成される組織、体制を整備することが必要である。

また、荒川下流部での自然のネットワークを確保していくためには、当該２地区にとどまらず、他の地区においても適切な管理・運営が不可欠である。自然地は地区毎に、自然環境、社会環境、地域との関わり、これまでの経緯など様々である。他地区においても、地区の特性、特徴を十分に踏まえ、本計画に準じた管理・運営計画を策定することが望まれる。

さらに、将来的には、荒川下流部全域に質の高い自然環境が再生され、自然のネットワークが持続可能な体制で管理・運営されるよう、資金を安定的に確保し配分する仕組みや、荒川下流全域の自然のネットワークに対する取り組み状況を把握し、必要に応じて改善していく体制の整備が必要である。

平成 24 年 3 月

荒川下流部自然地管理・運営検討会

墨田区

足立区

国土交通省荒川下流河川事務所

目　　次

１．自然地管理・運営計画策定のねらい…… 1

２．墨田地区自然地の概要…… 2

３．墨田地区自然地の管理・運営方針と管理内容…… 4

（１）墨田地区自然地の目指す姿…… 4

（２）維持管理の内容…… 7

（３）維持管理・運営の役割分担…… 9

（４）管理運営のしくみ…… 11

（５）維持管理・運営に係る資金の確保…… 13

（６）計画の順応的な見直し…… 13

（７）行動計画の策定…… 13

４．今後の課題…… 14

５．参考資料…… 15

■荒川下流部自然地管理・運営検討会名簿…… 15

■荒川下流部自然地管理・運営検討会における検討経緯…… 16

1 自然地管理・運営計画策定のねらい

「荒川下流部自然地管理・運営計画」の策定の背景

・荒川の河川敷は、周辺の都市住民にとっての貴重なオープンスペースであり、自然を感じ、公園やグラウンド等としても利用することのできる重要な場となっている。

・これまでは、「荒川将来像計画 1996 全体構想書」を踏まえ、「荒川らしい自然の拠点の保全」、「新たな自然地の創出」、「自然のネットワークをつくる」などの取り組みが進められてきた。

・しかし、自然地における維持管理の方向性が示されていないため、高水敷の樹林化、外来種の繁茂、漂着ゴミの堆積、ゴミの不法投棄などの新たな河川管理上の課題が生じてきている。

・「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、荒川下流部の川づくりの考え方のなかで、基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理を行うしくみづくりを構築し、運営していくこととされている。

「荒川下流部自然地管理・運営計画」の位置づけ

荒川下流部自然地管理・運営計画は、自然地毎に自治体が検討し作成する自然地の目指す姿の実現に向けた維持管理・運営の基本的な考え方を示すものである。

本計画は、墨田区内の自然地の 1 つである墨田地区自然地(隅田水門付近)を対象として、住民と行政との協働による、自然地の質を高めていくための具体的行動を実施し、人々が利用しやすく、やすらぎを感じることのできる場を維持していくことを目的としている。今後、段階的な実施とモニタリング調査及び評価を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。なお、本計画に基づく具体の行動計画については管理・運営主体等によって検討していくものとする。

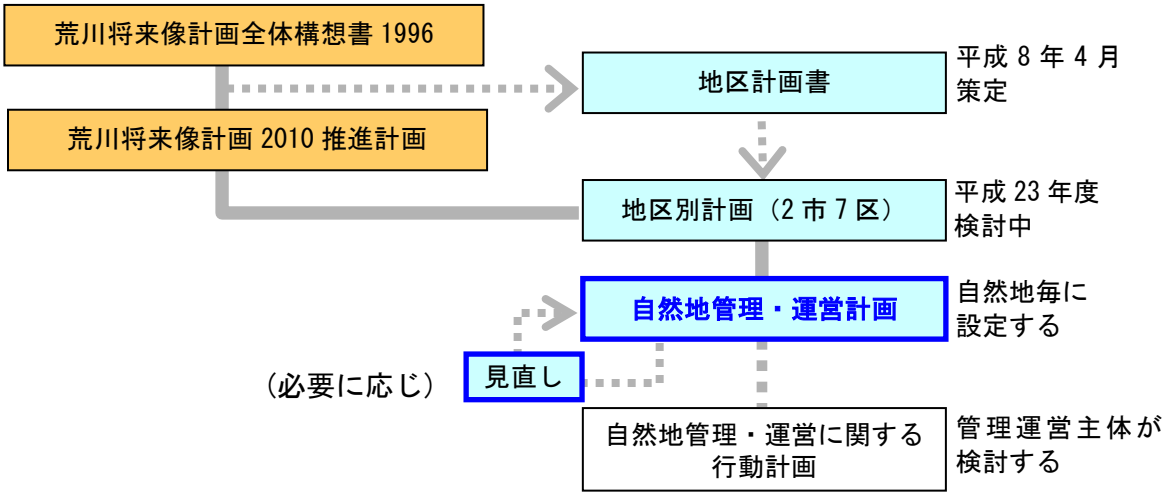

図 1　自然地管理・運営計画の位置づけ

2 墨田地区自然地の概要

墨田地区自然地の位置

・図２は荒川将来像計画 2010 推進計画に示される荒川下流域の「自然系ゾーン」の分布を図化したものである。

・墨田地区自然地は荒川 10k 付近右岸（墨田区墨田地先、首都高速 6 号線下流）に位置している。

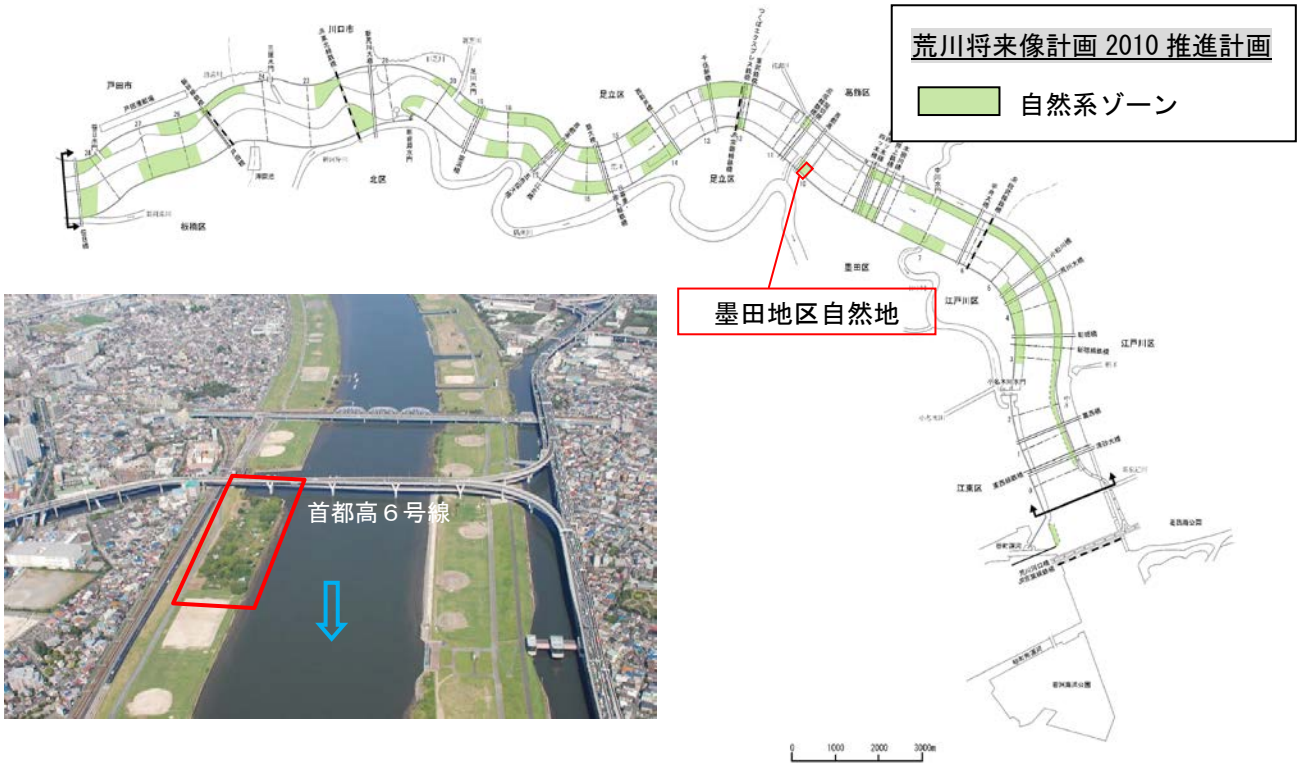

図２　荒川将来像計画 2010 推進計画における自然系ゾーンと墨田地区自然地の位置

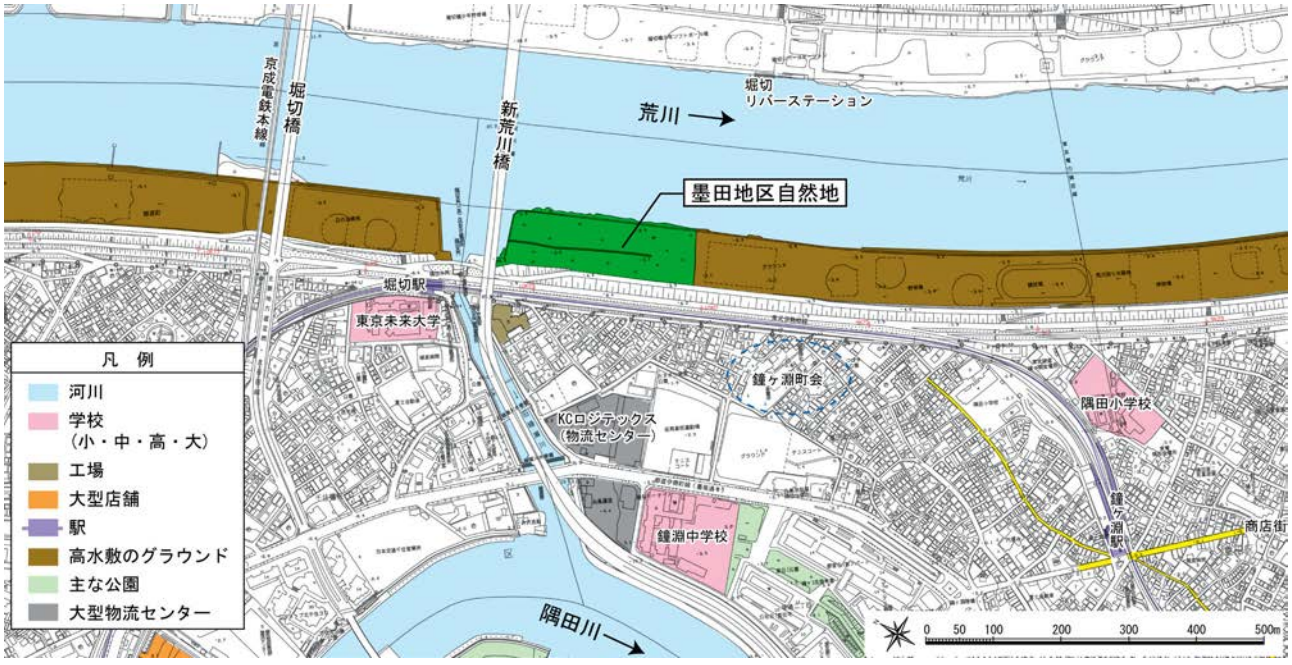

図３　墨田地区自然地の位置と周辺土地利用状況

墨田地区自然地の特徴

・荒川放水路開削当時から昭和 20 年代頃までは高水敷の地盤高が低く、湿地やワンドが形成されていた。

・沿川の自治会や小学校、地元企業などは、自然地に対し高い関心を持っている。

・周辺の主な施設として、堀切駅、東京未来大学がある。

・面積は、約 2 ヘクタールと比較的規模が小さい（延長約 300m、幅約 70m）。

墨田地区自然地の現状と課題

・昭和 30 年代に高水敷の造成が行われたため湿地は消失し、近年乾燥化が進んでいる。

・外来種（セイタカアワダチソウ、オオオナモミ等）や荒れ地を好むような種（イタドリ、カゼクサ・オオバコ等）が進入している。

・動植物の多様性はあまり無く、特に水辺を好む種（カエル類、カメ類、水生昆虫）が乏しい状況である。

・水際は船の航行により生じる波の影響を受け、侵食される傾向にある。

・護岸により陸域と水域の連続性が断たれている（写真 1 参照）。

・水際はヨシ原となっているが、単調な植生となっている。

・維持管理が行われていないため（手入れがされていない）、不法投棄ゴミがたまったままとなっている。

・園芸種であるシダレヤナギが増加しつつあり、洪水を安全に流下させるために、樹木群を適切に管理する必要がある。

・洪水を安全に流下させるために必要な河道の断面が不足しており、掘削が必要な箇所である。

・維持管理を適切に行っていくために、墨田区が占用し、自然公園として整備が行われる予定である。

写真１　水際の様子（H22）

写真２　高水敷の樹木群の様子（H23.5）

3 墨田地区自然地の管理・運営方針と管理内容

本節では墨田地区自然地の管理･運営に係る基本的事項について以下に示す構成で整理した。

(1)墨田地区自然地の目指す姿
(2)維持管理の内容
(3)維持管理・運営の役割分担
(4)管理運営のしくみ
(5)維持管理・運営に係る資金の確保
(6)計画の順応的な見直し
(7)行動計画の策定

（１）墨田地区自然地の目指す姿

・水と緑・生きものに親しみ、訪れた人々が安らぎを実感することができる利用系自然地として管理・運営していく。
・生きものとのふれあいの場、動植物の生育生息場として整備し、その機能を維持するための管理を行う。
・レクリエーション空間として、広場利用のほか、自然地の中に人が立ち入ることのできるような場として整備し、その機能を維持するための管理・運営を行う。

なお、墨田地区自然地は生態園の性格を有する自然地として整備していくことが予定されているため、そのイメージや考え方について示す。

以下に示す図は、これまでの墨田区民会議での提案を踏まえたうえで、治水上の制約等との整合を図りながら検討した一つのイメージを示したものである。このイメージをもとに、具体の施設等の計画は今後、墨田区が中心となって検討していく。

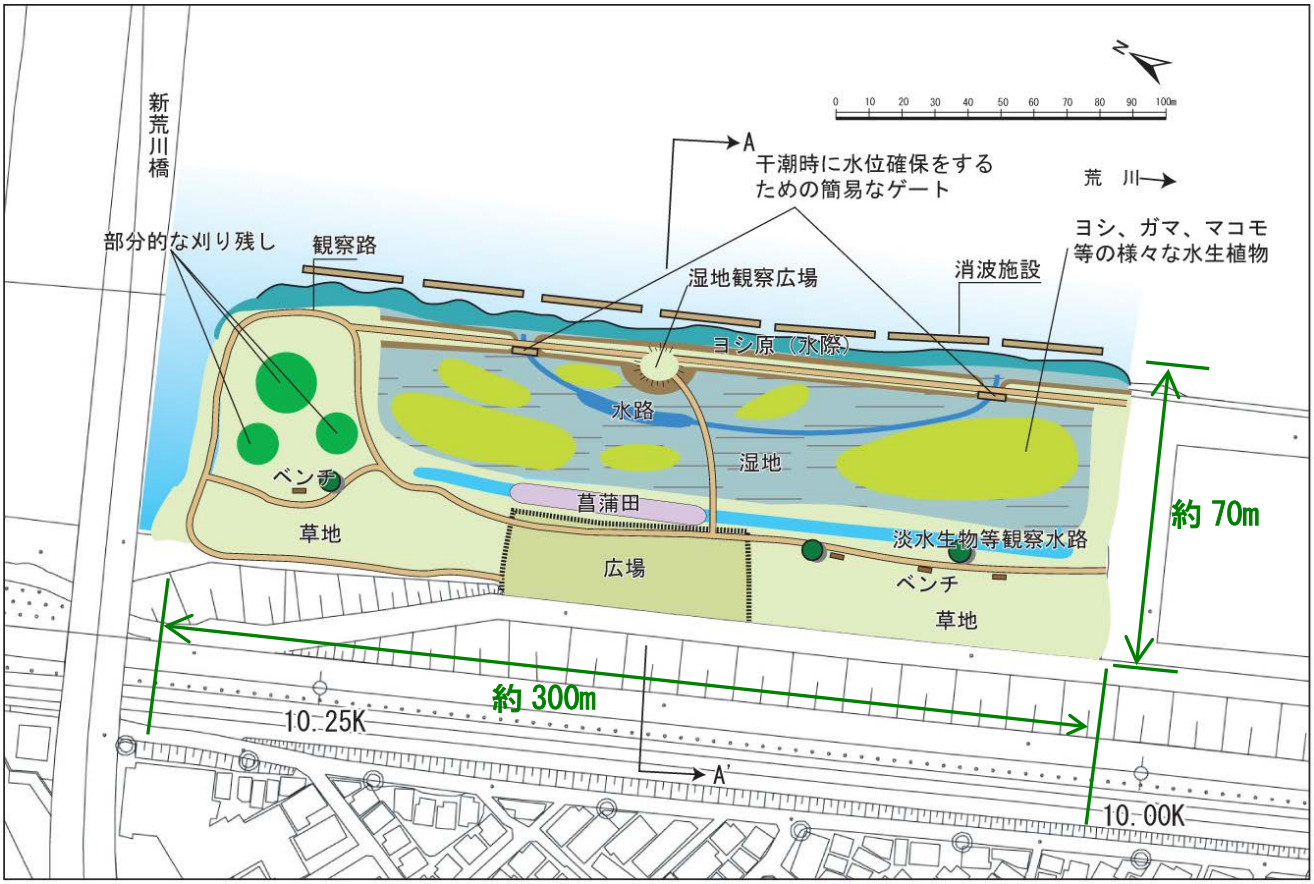

図４　墨田地区自然地　イメージ図（平面）

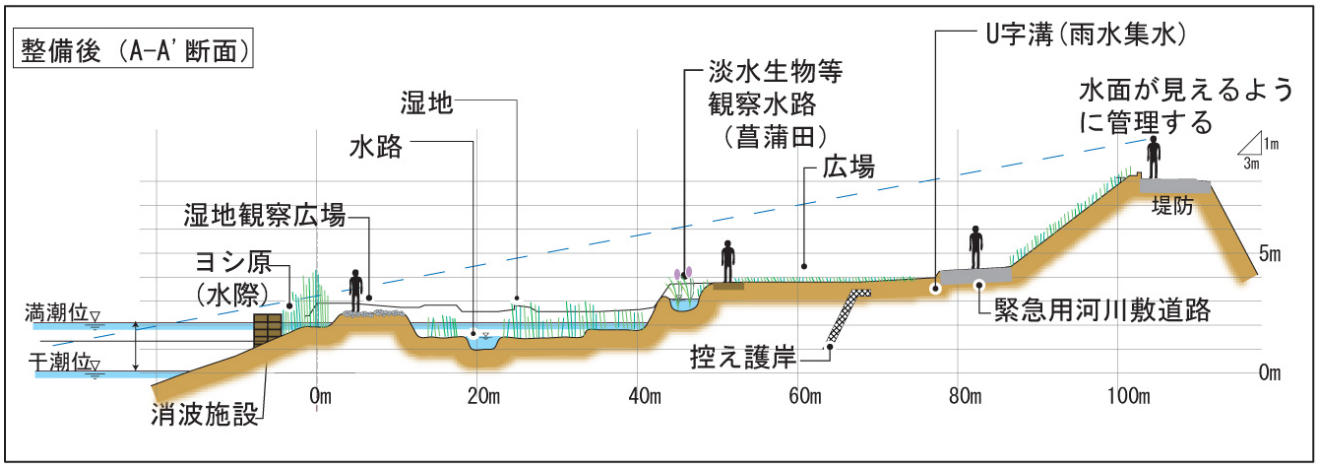

図５　墨田地区自然地　イメージ図（横断）

【図の解説】

［広場］

・面的な利用、開放的な空間としての利用を想定し、短く刈り込んだ丈の低い草地の状態を維持する。
・利活用の拠点として、イベント開催時のメイン会場や、観察会を実施する際の集合場所として利用できる。

近傍類似箇所の広場（イメージ）

［草地］

・子どもたちでも安全に利用できるよう定期的に草刈りを行う。
・一部、昆虫等の生息場となるよう長いまま刈り残した場所を設ける。
・虫取りや草花遊びなど、日常的な利用の場となるほか、イベント時等には広場とあわせ、イベント開催エリアとして利用できる。
・広場や草地の周囲には散策路を整備し、部分的にベンチなど休憩施設を配置する。

近傍類似箇所の草地（イメージ）

［湿地及びヨシ原］

・湿地は様々な深さの場所を設け、水深に応じてガマ、ヨシ、マコモなど、多様な水生植物の生育場となるよう配慮する。
・水深の浅いところは、子どもが入って利用することができる。
・深い水路状の部分は水生生物の生息場として機能するよう常時水面を確保する。このため荒川本川の接続箇所は干潮時にも水が抜けない構造とする。
・水際部のヨシ原は、一般の人たちが利用のために進入することは前提としていない。
・ヨシ原を利用する鳥類等を、少しはなれて観察することができる。

近傍類似箇所の湿地及び
ヨシ原（イメージ）

［淡水生物観察水路］

・小魚やザリガニ、カニ、トンボなどの小動物の生息場となるよう、堤防の雨水を集水して供給する。
・子どもたちが生きものを捕まえたり観察したりすることができる場とする。
・一部、菖蒲田など花の咲く植物が生育するエリアを設け、花の季節には多くの人が訪れる場となるようにする。

近傍類似箇所の観察水路（イメージ）

（２）維持管理の内容

維持管理は河川全般の区域、ならびに公園として整備される区域の管理に係る内容と、公園整備範囲内の日常の管理に係る内容に分けられる。

①区域の管理

墨田地区自然地は、図６に示すように河川区域のうちの１区画を公園として整備する区域である。この内容は表１に示すようなものが挙げられ、河川区域の管理は河川管理者である国土交通省、公園区域の管理は占用者である墨田区が行う。

表１　区域の管理に係る内容

管理の範囲	区域の管理に係る内容
河川区域の管理［Ａ］	洪水の安全な流下、河川環境の保全の観点から、占用等必要な許可の認可の他、河川区域全体の管理を行う。
公園区域の管理［Ｂ］	河川区域の一部を公園として占用し、安全な利用等の観点から、自然公園として整備し、利活用しながら管理する。

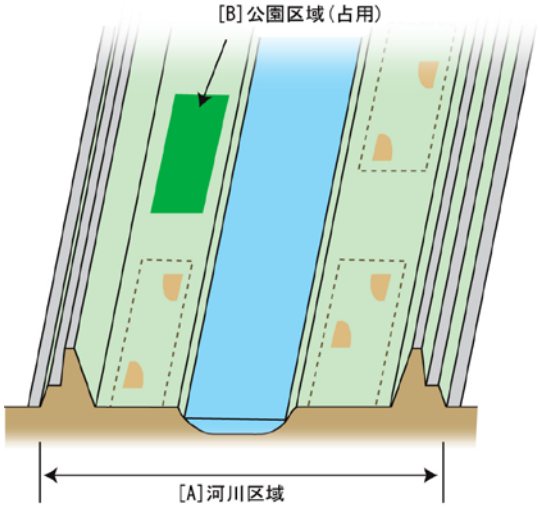

図６　河川区域と公園区域

②日常的な維持管理

前項で示した方針を受け、日常的に行うべき具体の維持管理のイメージを表２に整理した。墨田地区自然地はいくつかのゾーンに区切ることができるため、表２の左の欄に示すそれぞれの区分毎に、維持管理の目標と、それを維持するために現時点で必要と考えられる管理のための作業内容ならびに想定される頻度を示す

なお、作業の頻度等は目安であり、実施後のモニタリング結果を分析・評価しながら必要に応じ変更・見直しを行う。

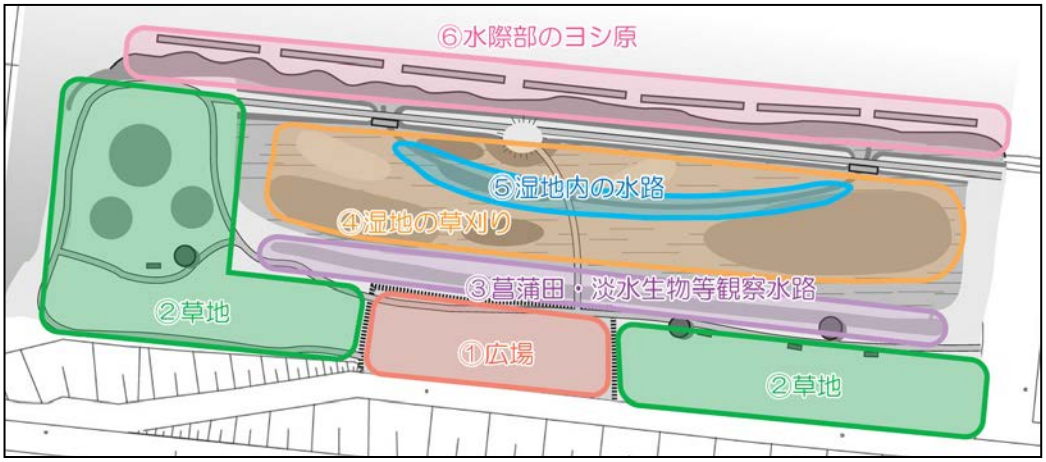

図７　維持管理のゾーニング図（例）

表２　墨田地区自然地の日常的管理に係る維持管理目標と作業内容（例）

ゾーン区分	維持管理目標	作業内容・頻度等の目安
①広場	草丈を低く抑え、休憩、利用の拠点等として利用できる場とするとともに水面が見える状態を維持する。 利用者の安全で快適な利用環境を維持する。	・年 5～8 回程度の草刈りを行う。 ・セイタカアワダチソウやオオブタクサ等の外来種が侵入した場合は除去する。 ・ゴミの収集、除去を日常的に行う。
②草地	丈の低い乾性草地と部分的に丈の高い草地を維持するとともに、水面が見える状態を維持する。 生物の生息・生育空間を維持する。	・年 2～4 回程度の草刈りを行う（一部はパッチ状に刈り残す）。 ・セイタカアワダチソウやオオブタクサ等の外来種が侵入した場合は除去する。 ・ゴミの収集、除去を年 2 回程度行う。
③菖蒲田・淡水生物等観察水路	水路形状を維持し、菖蒲の維持ならびに水生生物が生息し、ふれあうことができる機能の維持。	・菖蒲の苗植え、水路内の草刈り、ゴミ拾い、その他管理を月 1 回程度行う。
④湿地の草刈り	生物の生息・生育環境を維持するとともに、水面が見える状態を維持する。また、観察しやすい環境を維持する。	・年 2 回程度の草刈りを行う。 ・セイタカアワダチソウやオオブタクサ等の外来種が侵入した場合は除去する。
⑤湿地内の水路	水路形状を維持し、生物の生息場、一部は自然観察の場としての機能を維持する。	・ゴミ除去のほか、堆積土砂の除去等を年 1 回程度行う。
⑥水際部のヨシ原	水際環境の保全のため、必要な維持管理を行う。	・4 年に 1 回程度（必要に応じて）草刈りを行う。

（３）維持管理・運営の役割分担

墨田地区自然地の維持管理・運営を推進していく上での役割分担を、維持管理作業、維持管理を計画的に行っていくための企画・運営、モニタリングのそれぞれに区分して整理した。また、整理にあたっては公園整備が完成するまでの準備期間、公園完成後の占用による管理を墨田区がはじめる移行期間、その後の本格実施となる将来時の、3 段階に区分した。

[準備期間]

公園整備が完成するまでの準備期間は、国土交通省が管理の主体となる。

[移行期間]

墨田区による公園整備が完成した後は、墨田区が占用して公園として供用していくこととなるため、数年間の移行期間を設け、墨田区が主体となった管理を行う。この期間で、墨田区は様々な活動団体等からの協力を得ながら維持管理活動の試行を行い、その状況を確認・評価しながら将来の仕組み構築に向けた検討を進める。

[本格実施時]

本格実施となる将来時には、協議会のような組織によって活動団体、墨田区、国土交通省が相互に協力しながら管理・運営していく。

なお、役割分担の詳細や、それぞれの時期での取り組みの内容等については、試行と状況確認・評価を繰り返しながら問題点、課題を抽出し、協議会において評価し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

表３　墨田地区自然地　各段階の役割分担イメージ(例)

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">活動や作業の種類</th><th colspan="3">役　割　分　担</th></tr>
<tr><th>準備期間
＜１～２年目＞</th><th>移行期間
＜３～５年目＞</th><th>本格実施時</th></tr>
<tr><td rowspan="2">日常的な
維持作業</td><td>・草地、湿地、ヨシ原の草刈り
・公園範囲内のゴミ拾い
・草刈りや清掃で収集されたゴミの処理
・菖蒲田・淡水生物等観察水路の手入れ
・湿地内の水路の「かい掘り」</td><td>－（未整備）</td><td>【墨田区】</td><td>協議会
【町内会】
【近隣小学校】
【市民団体、NPO】
【教育・研究機関】</td></tr>
<tr><td>・水際部のヨシ原の草刈り</td><td colspan="3">【国土交通省】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の維持</td><td>・散策路、ベンチ、木道など公園施設の補修、修繕</td><td>－（施設未整備）</td><td colspan="2">【墨田区】</td></tr>
<tr><td>・護岸など河川管理施設の補修、修繕</td><td colspan="3">【国土交通省】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">企画・運営</td><td>・維持管理、運営方針の立案、策定
・協議会での役割分担の調整
・イベントの企画・運営(観察会、環境学習会)</td><td colspan="3">【墨田区】
【国土交通省】
各団体の代表者で協議会を組織して運営する
【町内会】
【近隣小学校】
【市民団体、NPO】
【教育・研究機関】
【墨田区】【国土交通省】事務局となる</td></tr>
<tr><td>・広報（ホームページ・区報掲載等）
・活動支援（道具の貸し出しなど）</td><td colspan="3">【墨田区】
【国土交通省】</td></tr>
<tr><td>モニタリング</td><td>・動植物の生息・生育状況の調査
・調査結果のとりまとめ、評価</td><td colspan="3">【国土交通省】
【町内会】　【市民団体、NPO】　【墨田区】
【近隣小学校】　【教育・研究機関】　【国土交通省】</td></tr>
</table>

（４）管理運営のしくみ

墨田地区自然地における管理・運営のしくみの考え方

前項で示したそれぞれの役割分担による墨田地区自然地の維持管理を、確実に実施していくためには、隣接する堤内側に存在する自治会や小学校、地元企業など、自然地に対し高い関心を持っている団体と連携を図りながら実施していくことが不可欠である。そのためには

≪１～２年目≫

準　備　期　間

理念：現状では、自然地に対し高い関心を持っている人たちは限られた少人数である。準備期間においては、墨田区が主体となり、国土交通省及び関心のある個人等とともに、墨田地区自然地で展開される活動の種類と内容を抽出するとともに、安全な利用と生物の生息・生育のための形状、諸元について検討する。
また、現地において活動する団体として、近傍に既に存在する諸団体の参画を促すための準備を行う。

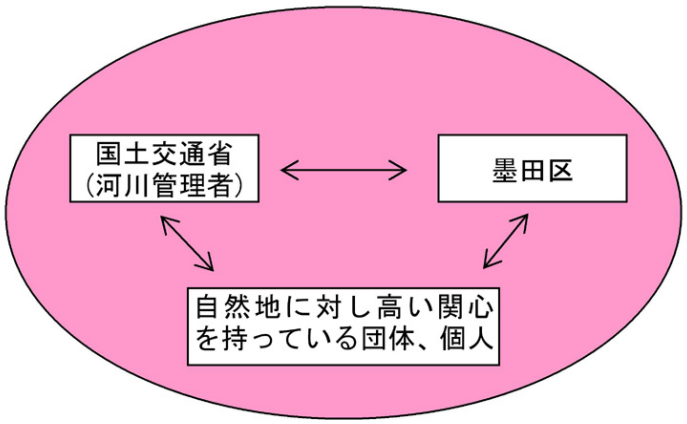

≪３～５年目≫

移

理念：国土交通省と調整
となり維持管理を
主旨に賛同する近
がら、当該地区を
な活動の展開を図
るためには、十分
えられ、移行期間
めることとする。

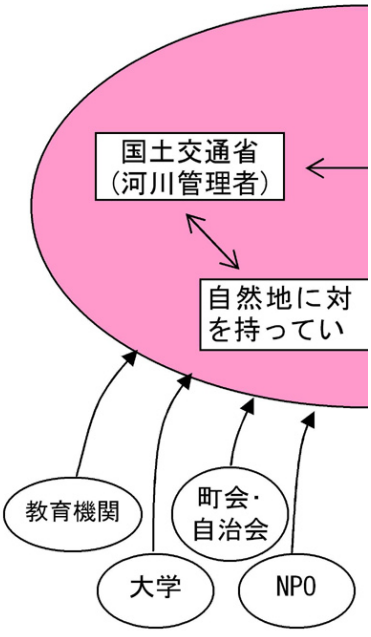

利活用の

将来的には協議会のような組織を設立することを念頭に置いて計画的、段階的な組織化を図っていくことが重要である。このため墨田地区自然地では、以下に示すような段階的な取組みを進めていくこととする。

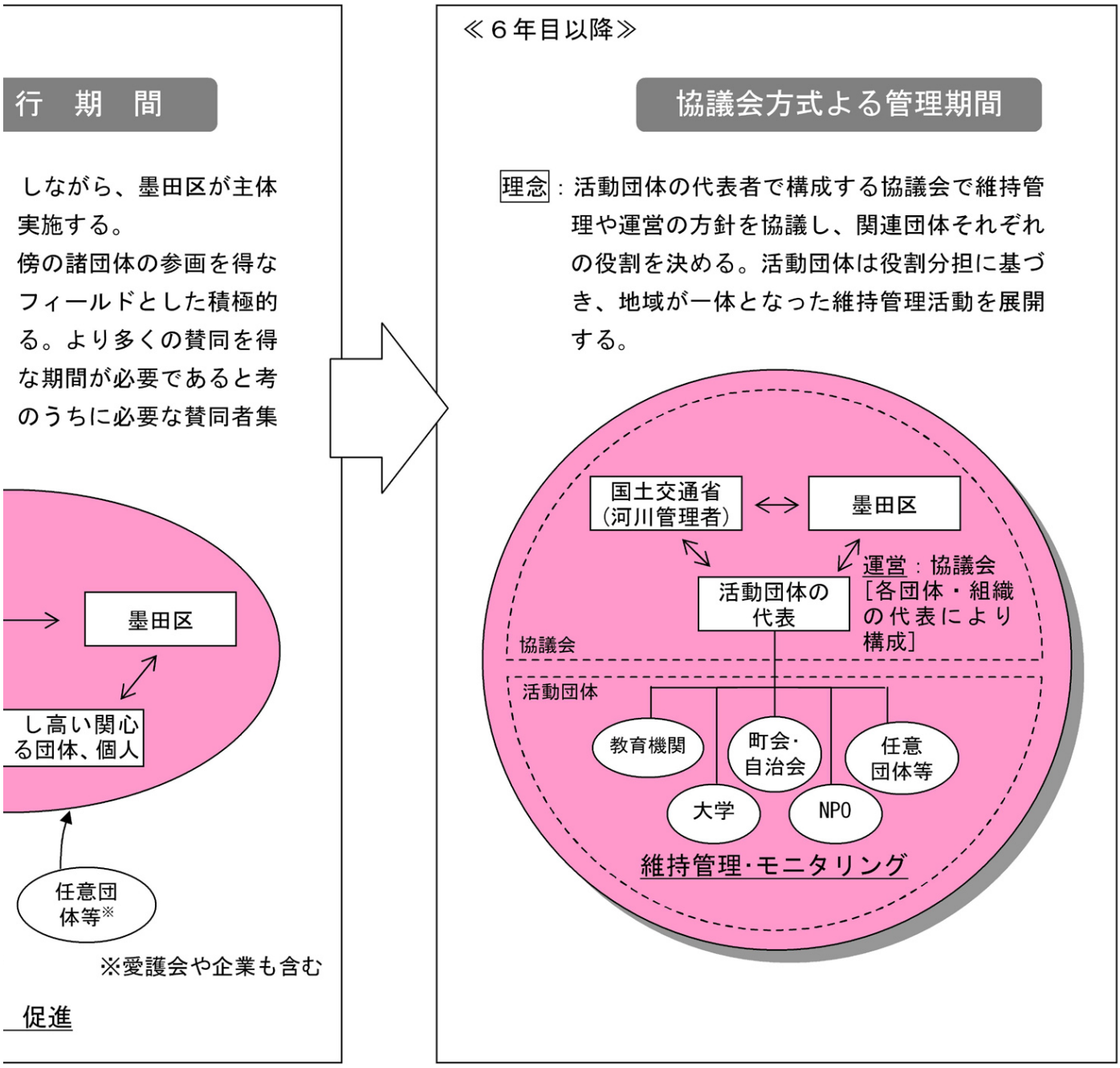

図８　墨田地区自然地の維持管理・運営のしくみのイメージ

（５）維持管理・運営に係る資金の確保

・墨田地区自然地の資金の確保方法としては、①自治体の税金からの充当、②助成金・補助金制度の活用、③寄付金、会費からの拠出、などの方法がある。

・そのほか、④活動団体のイベントで得られた収入の一部を管理に充てる方法もある。

・資金確保の確実性、継続性、実現性、法制度、などから地区毎の場の特性を考慮して採用する方法を検討する必要がある。

・墨田地区自然地では、市民団体や NPO が行う環境学習、イベントにかかる費用は、企業の寄付金等を収集し運用する仕組み（基金等）を構築してまかなう方法が現実的である。

（６）計画の順応的な見直し

・本計画は確定したものではなく、今後、試行しながら具体の内容を充実させ、また必要に応じ修正・見直しを施していくものとする。

（７）行動計画の策定

・墨田地区自然地の維持管理・運営に係る基本的な考え方を示した本計画に基づき、活動にあたっての調整、年間スケジュールなどの活動計画、資金の運用等に関わる具体の「行動計画」を策定する。行動計画は企画・運営の主体となる協議会が中心となって検討・策定していくものとする。

・行動計画は、モニタリング調査結果を参考としながら必要に応じ修正、見直しを行っていくものとする。

4 今後の課題

（１）墨田地区自然地の今後の展開について

○活動団体の育成、意識の醸成

・各活動団体が墨田地区自然地で活発に活動するとともに、協議会組織の一員として参画し、組織が発展していくため、活動団体の育成や意識の醸成を行う必要がある。

・具体的な組織化に向けて、役割分担等や進め方について具体の検討を行う必要がある。

○資金確保に向けた取り組み

・墨田地区自然地における利活用の推進のため、環境学習やイベントにかかる費用の確保に向けて、企業等への寄付金協力の呼びかけや、運用する仕組みづくりを行う必要がある。企業等への呼びかけに当たっては、維持管理・運営計画について分かりやすく説明し、参加を促す広報ツールの作成等、効果的なアプローチ方法を検討することが重要である。

○行動計画の策定にあたっての留意点

・行動計画をできるだけ早期に作成する。

・策定にあたっては関係機関や他団体等から幅広く意見を聞く。

○活動を支える環境の整備

・活動団体の継続的な活動を支える拠点等の設置について、場所、管理者、運営方法等の観点から検討を行い、実現を目指す。

（２）他の自然地への展開について

・墨田地区自然地における管理・運営の取り組みレビューの結果得られた知見（モニタリング結果等も含む）については、情報を蓄積・共有し、荒川下流部の他の自然地における取り組みへ反映させていく。

・墨田区の自然地において計画が効率よく運用され、他地区で展開していく際のモデルとなることが期待される。

参考資料

■荒川下流部自然地管理・運営検討会名簿

荒川下流部自然地管理・運営検討会委員名簿

（順不同・敬称略）

委　員

◎鈴木　　誠	東京農業大学教授
田代　順孝	千葉大学大学院名誉教授
佐々木　寧	埼玉大学大学院教授
知花　武佳	東京大学准教授
堂本　泰章	（財）埼玉県生態系保護協会事務局長
三井　元子	特定非営利活動法人あらかわ学会副理事長
佐藤　正兵	特定非営利活動法人荒川ｸﾘｰﾝｴｲﾄﾞ・ﾌｫｰﾗﾑ代表理事
北村嘉津美	鐘ヶ淵町会会長
小髙　紀正	鐘ヶ淵町会副会長
髙野　恒幸	千住南部町会・自治会連合会会長
尾後家省吾	千住桜木二丁目町会会長
岡野　賢二	足立区都市建設部長
河合　克美	墨田区都市整備部長
小島　優	荒川下流河川事務所長

◎座長

■荒川下流部自然地管理・運営検討会における検討経緯

＜平成 22 年度＞

(1)荒川の自然環境の**現状把握**
モデル地区における自然地の現状(特徴、問題点)を把握し、「自然地管理･運営」における課題を明確化する。

第 1 回
(2 月 4 日)

＜平成 23 年度＞

(1)モデル地区における**自然地管理･運営の方向性**の検討
モデル地区における自然地の維持管理に必要な情報を収集･整理し、自然地管理･運営の方向性を検討する。

第 2 回検討会
(5 月 17 日)

(2)モデル地区における**自然地イメージと維持管理内容等**について検討
モデル地区において自然地のイメージ、及びそれを維持するための維持管理体制について検討する。

第 3 回検討会
(7 月 7 日)

現地視察会の開催
モデル地区の現状、ならびに荒川下流部の他箇所における維持･管理の実施事例について、現地を実際に見学することでイメージを共有する。

現地視察会
(8 月 29 日)

(3)モデル地区における**自然地管理･運営計画(素案)**の作成
①モデル地区における自然地管理･運営のしくみについて、事務局素案を提示、協議。
②モデル地区における自然地管理･運営の方針について、関係団体等からの意向を踏まえ事務局素案を提示、協議。

第 4 回検討会
(11 月 8 日)

(4)**自然地管理･運営計画(案)**の作成
関係諸機関等への意向調査等を踏まえ、素案を見直した「自然地管理･運営計画(案)」を作成、協議。

第 5 回検討会
(1 月 17 日)

モデル地区における自然地管理･運営計画の策定

検討会での
検討範囲

＜平成 24 年度以降＞

モデル地区での
自然地管理の継続的実施

その他地区の
自然地管理・運営への展開